

# しんぜん訪問介護ステーション 訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親善福祉協会が開設する訪問介護事業所「しんぜん訪問介護ステーション」(以下「事業所」という。)が行う訪問介護事業及び横浜市訪問介護相当サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービス(以下「訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
  - 3 横浜市訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
  - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 訪問介護の提供に当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 しんぜん訪問介護ステーション
- 二 所 在 地 神奈川県横浜市泉区西が岡1-29-1
- 三 電話番号 045-443-7691 FAX 045-410-8884

## (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員1人)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(※ 管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供に当たるものとする」とする。)

二 サービス提供責任者 2人以上（常勤職員2人以上、うち1人は管理者と兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び横浜市訪問介護相当サービス計画（以下「訪問介護計画書」という。）の作成等を行う。

三 訪問介護員 8人以上（常勤職員2人以上（サービス提供責任者と兼務）、非常勤職員6人以上）  
訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日（窓口対応） 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日は休日の扱いとする。
- 二 営業時間（窓口対応） 9時から18時までとする。
- 三 サービス提供日 年中無休
- 四 サービス提供時間 8時から20時までとする。

（緊急時・事故発生時の対応）

第6条 緊急時・事故発生時の対応については、次のとおりとする。

- 一 緊急時等は、速やかな現場対応と連携連絡を基本とし、必要な措置を講じる。
- 二 サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族や市区町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、状況および処置等を記録し、速やかに必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。
- 三 サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行う。

（訪問介護等の内容及び利用料等）

第7条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとする。また、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額が自己負担額となる。詳細は別紙料金表のとおりとする。

- 一 身体介護
  - 二 生活援助
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 一 事業の実施地域を越えてから、片道1キロ毎に 100円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（苦情処理）

第8条 訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情・相談等に迅速かつ適切に対応するために必要な措

置を講じるものとする。

2 事業所は、自ら提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市泉区、戸塚区、瀬谷区、旭区の区域とする。

(衛生管理)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行わないこととする。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えら

れるときは、利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがある。

- 一 切迫性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- 二 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- 三 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとする。

2 必要最小限の範囲で身体拘束等を行う場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、2年間保存する。

3 事業所として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護〔横浜市訪問介護相当サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年3回以上

2 提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無 有・無

3 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、訪問介護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人親善福祉協会の理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 5 年 7 月 16 日から施行する。  
この規程は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。